

議案第32号
大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例の
制定について

令和7年3月14日(金) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

- ・大津市事務分掌条例
- ・大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

国籍や民族、文化的背景が異なる人々が共生する地域づくりを目指す多文化共生に関わる取組は多岐にわたるとともに、近年の外国からの留学生や就労者等の増加に伴い、外国人市民に対するコミュニケーション支援等の多文化共生に係る施策の重要性が高まってきている。

このため、多文化共生に関する事務を含む以下の3つの業務を産業観光部から、本市の総合的な政策を担う政策調整部に移管することで、部局間連携の更なる推進を図る。

【多文化共生】

行政文書の多言語化や外国人市民のコミュニケーション支援等

【国際交流】

姉妹友好都市交流や国際交流員の活用等

【大津市国際親善協会】

(公財)大津市国際親善協会に対する運営補助

3 改正の実施時期

令和7年4月1日施行

4 改正の内容

産業観光部の分掌事務のうち「国際化に関すること。」を政策調整部に移管する。
なお、移管にあたって、政策調整部の事務分掌を「多文化共生及び国際交流に関すること。」とする。